

令和3年9月30日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立都筑小学校
校長 井上 由美子

新型コロナウイルス感染症に起因する分散登校実施に伴う学校給食費に関するお知らせ

分散登校期間（令和3年9月1日から令和3年10月1日）中において、「家庭での学習」日など給食を食べない日の給食費を減額し、3月請求額と調整します。そのため、9月請求額に変更はありません。なお、緊急受入れ申込日のうち給食提供を希望した日は、減額対象になりません。減額対象日や3月請求額は以下のとおりとなります。

1 減額対象日

- ① 9月1日（全員対象）
- ② 分散登校期間中の「家庭での学習」日（緊急受入れ申込者を除く）…10日間
- ③ 一部、緊急受入れを申し込まなかった日（緊急受入れ申込者）
- ④ 減額申請を行った期間（対象者のみ）

減額日数対応表（○：給食を食べる ×：給食を食べない）

| 分類 | 分散登校期間中の登校状況 | 登校日 | 緊急受入れ日 | 減額日数 | 保護者の手続 |
|----|--------------|-----|--------|-------|-----------|
| ア | 緊急受入れなし | ○ | × | 11日※② | 不要 |
| イ | 全日、緊急受入れ申し込み | ○ | ○ | 1日※③ | |
| ウ | 一部、緊急受入れ申し込み | ○ | ※① | ※① | |
| エ | 全日欠席または喫食なし | × | × | 21日 | 減額申請が必要※④ |

※① 緊急受入れを申し込んだ日数により減額日数が異なります。

※② 9/1（一日分）と分散登校の家庭学習日（10日分）の11日分の減額日数となります。

※③ 9/1（一日分）の減額日数となります。

※④ 減額申請が必要となります。保護者の手続きについては、次頁参照。

2 減額日数に応じた3月請求分

分散登校期間における給食費減額相当分は、3月請求額と調整させていただきます。金額の詳細は別途お知らせします。なお、減額相当分が3月給食費よりも多い場合や長期欠席等により減額連絡票を提出されている場合には、3月下旬に別途清算手続きを行います。3月請求額での調整は行いません。

3月請求額の例

| 分類 | 分散登校期間中の登校状況 | 請求月 | 月額給食費 | 3月期お支払額 |
|----|-----------------------------|-----|--------|-------------|
| | | | | 口座振替日 3月29日 |
| ア | 緊急受入れなし | 3月 | 4,600円 | 1,615円 ★① |
| イ | 全日、緊急受入れ申し込み | | | 4,307円 ★② |
| ウ | 一部、緊急受入れ申し込み | | | 減額日数による |
| エ | 全日欠席または喫食なし (ただし減額申請が必要) | | 別途清算 | |

・上記金額は、「牛乳あり」のものになります。「牛乳なし」または「飲料のみ」の場合は、金額が異なります。

・9月に市外から転入した場合は、3月請求額での調整ではなく、9月請求額で調整します。

また、10月以降市外転出した場合も転出月の請求額で調整します。

★① 3月分は17食。17食－11食＝6食、6食×¥269.15＝¥1615（小数点以下繰り上げ）

★② 17食－1食＝16食、16食×¥269.15＝¥4307（少数点以下繰り上げ）

3 学校給食費の減額申請の手続きについて

ア、イ、ウの場合＝すべて減額申請不要

- ・緊急受入れの申し込みの有無にかかわらず、減額に伴う申請は一切不要です。登校状況に応じて学校で手続きをするので、3月期お支払い時にご確認ください。
- ・緊急受入れ申込後に『欠席』や『給食を食べない』等のご連絡をいただいた場合は、給食物資調達等の都合により減額対象外となります。ご容赦ください。

エの場合＝減額申請が必要

- ① 新型コロナウイルス感染不安に伴う減額申請（分散登校期間中に限る）
 - ・登校日（緊急受入れ日を除く）において4日以上連続して、新型コロナウイルス感染不安により『欠席したい』『給食を食べたくない』などの場合、減額連絡票のご提出が必要となります。
- ② 長期欠席に伴う減額申請
 - ・14日以上連続して欠席する場合は、減額連絡票をご提出いただいた翌日から給食費を減額します。

この件について、ご不明な点がある場合は、下記にお問い合わせください。

横浜市教育委員会 健康教育・食育課 TEL045-671-3696